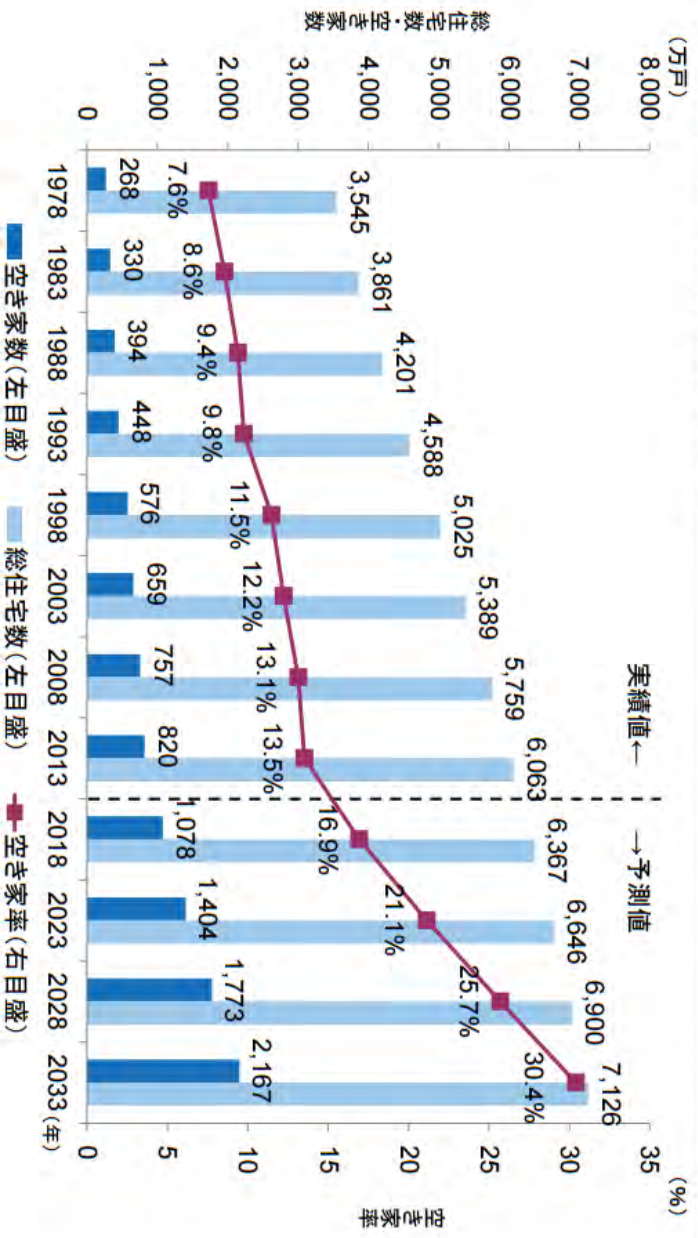


参考資料④ 空き家率の推移と予測

総住宅数、空き家数及び空き家率の推移と予測



(出典) 2016年6月7日 野村総研資料「2030年の住宅市場」より抜粋

参考資料⑤ 荒廃農地の推移

(単位:万ha)

年	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		再生利用された面積(参考値)	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域
平成23年	27.8	13.1	14.8	8.3	13.0	4.8	1.2	0.9
平成24年	27.2	13.1	14.7	8.3	12.5	4.8	1.4	0.9
平成25年	27.3	12.8	13.8	7.8	13.5	5.1	1.5	1.0
平成26年	27.6	12.9	13.2	7.5	14.4	5.4	1.0	0.7
平成27年	28.4	13.1	12.4	7.2	16.0	5.9	1.1	0.7

注: 1 調査は、平成27年1月から平成27年12月までの間に実施。

2 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

3 「荒廃農地」とは、「既に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。

4 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「(仮借、整地、区画整理、客土等)による再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となる見込まれる荒廃農地」のこと。

5 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の根柢を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

6 再生利用された面積は、実績値である。

佐賀県の面積
(約2,441km²)を上回る

(出典) 2016年12月26日農水省プレスリリース「平成27年の荒廃農地の面積について」より抜粋

参考資料⑥ わが国の公的不動産市場の状況



(出典)

2014年9月16日 国土交通省・第1回「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のある方に関する検討会」の資料より抜粋

23

参考資料⑦ 所有者不明土地の状況 その1

東京財団「土地の『所有者不明化』～自治体アンケートが示す問題の実態～」
(2016年)におけるアンケート結果の概要

1. 所有者不明化による問題の発生の有無

557自治体(63%)が「あり」

2. 所有者不明化による具体的な問題上位3事項

- ① 固定資産税の徴収困難化
- ② 老朽化した空き家の危険家屋化
- ③ 土地が放置され、荒廃が進んだ

3. 「死亡者課税」(死亡者に対する無効な課税)の有無

ありの自治体が16%
納税義務者に対する死亡者課税の人数比 6.5%

4. 「課税保留」(徴収が困難な事案につき課税自体を一旦保留)の有無

200自治体(23%)が「あり」
課税保留に占める「所有者不明」関連の件数比率77%

24